

投票順序、方法

投票の順序は、選挙区選挙（従来の地方区）が先、比例代表選挙（従来の全国区）が後になります。

①…投票所へ入ったら、まず受付へ入場券をお出しく下さい。受付では入場券と選挙人名簿を対照して、本人であることを確認します。

②…名簿対照が済んだら、入場券を選挙区選挙の投票用紙交付係へ提出します。引き換えに投票用紙（薄黄色の用紙に黒字刷り）を受け取り、選挙区選挙の投票記載所で候補者の個人名を記入し、選挙区選挙の投票箱に投票してください。

③…次に、比例代表選挙の投票用紙交付係から投票用紙（白色の用紙に赤字刷り）を受け取り、比例代表選挙の投票記載所で、政党、政治

団体の名称または略称を記入し、比例代表選挙の投票箱に投票してください。

なお、比例代表選挙の投票用紙に、候補者の個人名を記入すると無効になります。ご注意ください。

— 以上で投票は終わりです。投票がすんだら、投票所やその周辺にいないようにしてください。

代理投票

身体の不自由な人など、自ら投票用紙に記入することができない人は、代理投票ができます。

また、目の不自由な人は、点字で投票することもできます。どちらも、受付へ遠慮なくお申し出ください。

不在者投票

投票日当日、出張や仕事の

都合などで投票所へ行って投票することができない見込みの人は、不在者投票をして棄権しないようにしましょう。

不在者投票は、六月二十五日まで毎日（土曜日、日曜日も含む）、午前八時三十分から午後五時まで、市役所正面玄関ロビーで行います。不在者投票をされる人は、印鑑と入場券（届いていないときは不要）をお持ちください。

開票

即日開票です。六月二十六日午後七時三十分から、市民会館大ホールで行います。

お問い合わせ

入場券のことや不在者投票、そのほか選挙に関するお問い合わせは、市選挙管理委員会へどうぞ。市役所新館二階にあります。☎4-1211

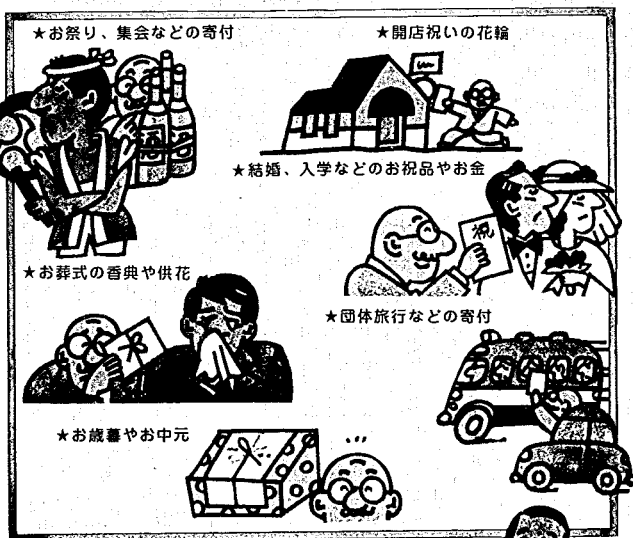
投票の参考に……

比例代表選挙では、投票の記載をする場所に、名簿簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位を掲示します。

選挙区選挙については、従来のとおり投票の記載をする場所に、候補者の氏名等を掲示します。

責任と自覚で選べこの一票

国政と暮らしを結ぶこの一票



政治家や候補者が選挙区内の人に金品を贈ったり、それを有権者が受け取ったり、求めたりすることは公職選挙法で禁止されています。



新津市明るい選挙推進協議会
新津市選挙管理委員会

